

2022年9月

お客さま各位

みずほ証券株式会社

株主総会資料の書面交付請求について

2022年9月1日に施行される改正会社法により、2023年3月以降に開催される株主総会から、原則、株主総会資料(※)は書面交付に代えて、発行会社のウェブサイト等に掲載、提供されます。

※ 株主総会資料とは、株主総会参考書類、事業報告、監査報告、計算書類、連結計算書類を指します。

これに伴い、インターネットのご利用が困難な株主さまは、以下のいずれかの方法により、株主総会資料の書面交付請求を行うことができますようになります。

1. 株主名簿管理人（信託銀行等）に書面交付請求する方法

発行会社の株主名簿管理人（信託銀行等）に直接、書面交付請求することができます。手数料は無料です。

※ 書面交付を希望する銘柄ごとにお手続きが必要となります。書面交付請求時点で株主名簿に記載がある株主さま（書面交付請求時点の直前の決算期以前から当該銘柄を保有している株主さま）のみお手続きいただけます。

2. 証券会社を通じて書面交付請求する方法（取次ぎ）

書面交付を希望する銘柄のお預入れ証券会社を通じて、株主名簿管理人（信託銀行等）へ書面交付請求することができます（取次ぎといいます）。

なお、当社での取次手数料は、書面交付請求ごとに1,100円（税込）となります。（当社の場合、一度にお申しいただける銘柄数に上限はありませんが、お手続き可能な銘柄は、お申込日時点で当社がお預かりする銘柄に限ります。）

※ 取次手数料は証券会社により異なりますのでご注意ください。

株主総会資料の電子提供制度に関する詳細については、日本証券業協会ホームページをご覧ください。

⇒[株主総会資料の電子提供制度等に関するリーフレット（日本証券業協会）](#)

ご留意事項

- ・ 書面交付請求のお手続きは、書面交付を希望する株主総会の基準日（決算日：一般的には株主総会の3ヵ月前）までに行う必要があります（例：3月末決算銘柄の場合は3月末まで）。
- ・ 同じ銘柄を複数の証券会社で保有している株主さまが、証券会社を通じて書面交付請求する場合、当該銘柄をお預入れのいずれかの証券会社にお申し出いただくことでお手続きは完了します。（お預入れのすべての証券会社にお申し出いただく必要はありません。）
- ・ 書面交付請求のお手続き以降、株主総会の基準日までの間に、当該銘柄を一度すべてご売却され、再度お買付された場合、あらためてお手続きが必要となる場合がございます。
- ・ 書面交付請求は、発行会社が株主さまに対して行う「株主総会資料等の書面の交付を終了する旨の通知」（催告）により失効する場合があります。継続して書面交付を希望する場合には、当該通知の受領後一定期間内に、発行会社へご連絡いただく必要があります。当社では、各発行会社が行う当該通知について確認ができないため、内容の詳細については発行会社（株主名簿管理人）にご確認ください。

以上